

# 学童保育の設備及び運営に関する基準(案)

八千代市子ども部 子育て支援課

## 1. 趣旨

八千代市学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）は子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項に基づき、本市が実施する放課後児童健全育成事業（学童保育事業）について、設備及び運営に関する基準を条例で定めるものです。放課後児童健全育成事業を行う者は、事前の届出が必要となり、当該基準を遵守しなければなりません。

放課後児童健全育成事業とは、法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るもので、八千代市では「学童保育」として実施しています。

## 2. 制定にあたっての考え方

(1) 市が本条例により「最低基準」を定めることにより、放課後児童健全育成事業の利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的とします。

(2) 条例の内容は、法第34条の8の2第2項の規定により、厚生労働省令で定める基準に従い、又は参酌して定めるものとされています。条例を定める際の「従うべき基準」、「参酌すべき基準」は以下のとおりとなります。

従うべき基準	参酌すべき基準
<p>○従事する者に関するもの児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に該当する「児童の遊びを指導する者」（保育士、社会福祉士、教員免許を有する者等）であって、研修を受講した者とする。</p> <p>○職員数に関するもの職員は2人以上を配置することとし、うち1人以上は有資格者とする。</p>	<p>○集団の規模に関するもの児童の集団の規模はおおむね40人まで</p> <p>○施設・設備に関するもの専用室は児童の遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通じて専用で利用でき、面積は「児童1人あたりおおむね1.65㎡以上」とする。</p> <p>○開所日数・時間に関するもの開所日数は、年間250日以上を原則とし、開所時間は平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とする。</p> <p>○その他の基準「非常時災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者、小学校との連携等」、「事故発生時の対応」等を定める。</p>

## 学童保育の設備及び運営に関する基準（案）

### ■目的・一般原則等

厚生労働省令		区分	本市における基準の内容（現行）	本市における基準（案）
最低基準の目的	利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	参酌すべき基準	【条例】（目的） 第1条 この条例は、小学校の放課後帰宅しても保護者の適切な監護を受けられない児童を指導、保育すること（以下「学童保育」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	国の基準を適用
最低基準の向上	○市町村長は、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 ○市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	参酌すべき基準		国の基準を適用
最低基準と放課後児童健全育成事業者	○事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 ○最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	参酌すべき基準		国の基準を適用
放課後児童健全育成事業の一般原則	支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。	参酌すべき基準	【条例】（入所児童） 第3条 学童保育所に入所できる児童は、保護者が本市に住所を有する小学校第3学年（市長が特に必要と認めるときは、第6学年）以下の児童（小学校就学前の児童を除く。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1）保護者が外勤その他の事情により、日中不在等で保護者に代わる者のいない児童 （2）保護者及び家族が病気又は看護のため、家庭で適切な監護を受けられない児童 （3）その他市長が必要と認める児童 【ガイドライン】 II-1 対象児童 対象児童は、小学校等の1年生から3年生までの児童（市長が定員に余裕があると認める場合は、4年生も受け入れ）及び配慮を要する4年生から6年生までの児童とします。ただし、市長が必要と認めた場合は、その他の児童も受け入れることとします。 【ガイドライン】 II-2 入所要件 （1）保護者が、就労、出産、疾病、家族の看護及び介護並びに被災の事由により、小学校等の授業の終了後等、児童の保育を行えない場合。 （2）その他、市長が必要と認めた場合。 【ガイドライン】 I-1 事業目的 市の学童保育事業は、児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後児童福祉施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいいます。 【ガイドライン】 III-4 職務範囲 （1）保育に係る業務 （2）地域における子育てや子ども活動に係る業務 （3）子どもの安心・安全に係る業務 （4）保護者との連絡、支援、連携に係る業務 （5）小学校等の関係機関との連携に係る業務	国の基準を適用

厚生労働省令		区分	本市における基準の内容（現行）	本市における基準（案）
放課後児童健全育成事業の一般原則		参酌すべき基準		国の基準を適用
		参酌すべき基準		国の基準を適用
		参酌すべき基準	【ガイドライン】Ⅱ-11 保育の評価 学童保育所の受託者は、市と協力して、保護者や児童へ学童保育所の運営に関するアンケートを実施し、その結果を公表することとします。 また、学童保育所の受託者は、アンケートの結果により自己評価を行い、学童保育所の運営に資することとします。	国の基準を適用
		参酌すべき基準		国の基準を適用
非常災害対策		参酌すべき基準	【ガイドライン】Ⅱ-9 子どもの安全管理 子どもの安全を守るために、市及び学童保育所の受託者により緊急事態が発生した場合の判断基準、責任者、連絡体制及び現場での対応手順などを定めた安全管理マニュアル（感染症の対応を含む。）を定めることとします。	国の基準を適用
職員	職員の一般的要件	参酌すべき基準	【ガイドライン】Ⅲ-3 職員要件 学童保育所の指導員は、児童の安心・安全の確保や適切な遊びなどを指導できる者としてします。 学童保育所の指導員は、職員倫理規程を遵守することとします。	国の基準を適用
	職員の知識及び技能の向上等	参酌すべき基準	【ガイドライン】Ⅲ-5（2）研修の内容 ① 地域や各学童保育所の内容等に関する研修（実務に関する研修） ② 子どもの人権や虐待及び要保護児童に関する研修 ③ 職員倫理規程に関する研修 ④ 配慮を要する児童の保育に関する研修	国の基準を適用
		参酌すべき基準	【ガイドライン】Ⅲ-5（1）研修の機会の保障 ① 学童保育所の受託者は、指導員の資質の向上を図るため、（2）に規定する研修会を実施することとします。 ② 市は、学童保育に関連する研修会の情報を学童保育所の受託者へ提供し、研修会へ指導員が参加することを要請することとします。	国の基準を適用
利用者を平等に取り扱う原則	参酌すべき基準	【ガイドライン】Ⅲ-3 職員要件 学童保育所の指導員は、職員倫理規程を遵守することとします。	国の基準を適用	
虐待等の禁止	参酌すべき基準	【ガイドライン】Ⅲ-3 職員要件 学童保育所の指導員は、職員倫理規程を遵守することとします。	国の基準を適用	

厚生労働省令		区分	本市における基準の内容（現行）	本市における基準（案）
衛生管理等	事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	参酌すべき基準		国の基準を適用
	事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	参酌すべき基準		国の基準を適用
	事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	参酌すべき基準		国の基準を適用
秘密保持等	○職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らし てはならない。 ○事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はそ の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	参酌すべき 基準	【ガイドライン】Ⅲ-3 職員要件 学童保育所の指導員は、職員倫理規程を遵守することとします。	国の基準を適用
帳簿	事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備してお かなければならない。	参酌すべき 基準		国の基準を適用
苦情への対応	○事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適 切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じな ければならない。 ○事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指 導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ○事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項 の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	参酌すべき 基準	【ガイドライン】Ⅱ-10 苦情・要望への対応 学童保育所の受託者は、保護者や児童及び地域住民等から学童保育所の運営等の様々な苦情、要 望や意見に対し、誠実に対応することとします。	国の基準を適用

学童保育の設備及び運営に関する基準（案）

厚生労働省令		区分	本市における基準の内容（現行）	本市における基準（案）
施設・設備	設備の基準	参酌すべき基準	【ガイドライン】Ⅱ-4 施設及び設備 (2) 学童保育所は、別表に定める施設及び設備を最低限備えることとします。	国の基準を適用（具体的な施設および設備の内容は、ガイドラインに示す）
		参酌すべき基準	【ガイドライン】Ⅱ-4 施設及び設備 (1) 学童保育所で児童が活動する場所は、児童1人当たりおおむね1.65平方メートル以上の面積を確保することに努めます。	専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上を確保するよう努めなければならない。
		参酌すべき基準	【ガイドライン】Ⅳ-2 学童保育所の活用 学童保育所の受託者は、学童保育所の保育時間外に地域で子育てを行っている親子に対する支援として、地域の子育てを目的として設立された団体等に当該学童保育所を提供することができるものとします。	国の基準を適用
		参酌すべき基準		国の基準を適用
職員	職員の資格	従うべき基準	【ガイドライン】Ⅲ-1 指導員 学童保育所には、指導員を配置することとします。指導員は、事業目的に記載された事業を行うこととします。	国の基準を適用
		従うべき基準	【ガイドライン】Ⅲ-3 職員要件 学童保育所の指導員は、児童の安心・安全の確保や適切な遊びなどを指導できる者として。なお、新たに学童保育所の指導員となる者は、保育士資格、幼稚園教諭免許、小・中・高等学校教諭免許、特別支援学校教諭免許のいずれかを有する者として。また、学童保育所の指導員は、職員倫理規程を遵守することとします。上記に規定する者のほか、学童保育所の受託者が必要に応じて一時的に雇用する者については、指導員の補助を行い、保育にあたることとします。	国の基準を適用
	員数	従うべき基準	【ガイドライン】Ⅲ-2 職員配置 (1) 学童保育所の受託者は、学童保育所に原則として常時2名の指導員を配置することとします。 (2) 学童保育所の受託者は、(1)にかかわらず、児童の適切な遊び及び生活の場を提供する必要があると判断した場合、又は配慮を要する児童が入所した場合、3名以上の指導員等を配置することができることとします。	国の基準を適用
	専任の規定	従うべき基準		国の基準を適用



厚生労働省令		区分	本市における基準の内容（現行）	本市における基準（案）
運 営	関係機関との連携	参酌すべき基準	<p>【ガイドライン】Ⅳ-1 地域での子育て支援            学童保育所の受託者は、重点施策である生活圏単位に応じた子育て支援ネットワークの構築及び行政との協働の促進を図るため、地域住民等や小学校等と連携して、地域で子育てを行っている親子に対する支援を行うこととします。</p> <p>【ガイドライン】Ⅳ-3 子ども活動の育成            学童保育所の受託者は、地域住民等が行う児童の安心と安全の確保と元気を創造するための活動を積極的に支援することとします。</p> <p>また、学童保育所の受託者は、地域住民等との交流を深めるため、定期的な交流会を行うこととします。</p> <p>【ガイドライン】Ⅲ-4 職務範囲            (2) 地域における子育てや子ども活動に係る業務            (5) 小学校等の関係機関との連携に係る業務</p>	国の基準を適用
	事故発生時の対応	参酌すべき基準	<p>【ガイドライン】Ⅱ-9 子どもの安全管理            子どもの安全を守るために、市及び学童保育所の受託者により緊急事態が発生した場合の判断基準、責任者、連絡体制及び現場での対応手順などを定めた安全管理マニュアル（感染症の対応を含む。）を定めることとします。</p> <p>【ガイドライン】Ⅲ-4 職務範囲            (3) 子どもの安心・安全に係る業務</p>	国の基準を適用
		参酌すべき基準	<p>事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	国の基準を適用